

愛知県内事業者 各位

愛 知 県 知 事

PCB含有機器の保有に関する調査について（お願い）

日頃から本県の環境行政に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県では、ポリ塩化ビフェニル（毒性のある油。以下「PCB」という。）廃棄物の処理促進に向け、PCBを含有している機器の保有状況調査を進めております。

PCBは、1977年（昭和52年）3月以前に建設された事業用の建物に設置された照明器具内の安定器や1993年（平成5年）までに製造された変圧器やコンデンサーに使用（含有）されている可能性があります。

PCBが含有した機器は、以下の期限までに処分しなければなりません。

- ・照明器具（水銀灯、蛍光灯など）の安定器・・・・・・・・・・2021年3月末まで
- ・高濃度のPCBを使用した変圧器、コンデンサー・・・・・・・・・・2022年3月末まで
- ・低濃度のPCBを使用した変圧器、コンデンサーなど・・・・・・・・2027年3月末まで

つきましては、愛知県内のPCB含有機器の保有状況を把握するため、御多用中とは存じますが、本調査に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<調査に関する注意事項>

- ◆ 本調査は、愛知県が株式会社イープラネットに委託して実施しています。
- ◆ 回答用紙にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、  
平成30年12月28日までに投函してください。  
（それ以降に投函された場合、事務局に到着せず、回答が無効となる場合があります。）
- ◆ 愛知県のWebページから回答用紙をダウンロードして、電子メールで回答していただいても結構です。  
愛知県Webページ  
: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan-kansi/pcb-h30search.html>  
回答先メールアドレス: [pcb.jimukyoku@eplanet.co.jp](mailto:pcb.jimukyoku@eplanet.co.jp)
- ◆ 調査の内容や記入方法等について、御不明な点がございましたら、以下お問い合わせ窓口まで御連絡ください。

<お問い合わせ窓口>

※お問い合わせは、平日の10時から16時までとさせていただきます。

- ①この調査の回答方法、設問に対する質問 等  
問合せ先：愛知県PCB含有機器調査事務局 株式会社イープラネット※愛知県委託業者  
電話番号：0120-022-784
- ②この調査の目的、委託業者に関すること 等  
問合せ先：愛知県環境部資源循環推進課  
電話番号：052-954-6236

## <調査票の構成>

タイトル	ページ数	概要
安定器に関する調査票 (設問 1 ~ 4)	P 2 ~ 3	貴社における P C B が含有した安定器 (照明器具) の保有の有無を伺う質問用紙です。
変圧器・コンデンサーに関する調査票 (設問 5)	P 4	貴社における P C B が含有した変圧器やコンデンサーの保有の有無を伺う質問用紙です。
その他の P C B 廃棄物に関する調査票 (設問 6)	P 5	貴社における P C B が含有したその他の廃棄物の保有の有無を伺う質問用紙です。
別紙 1 照明器具の P C B 使用・不 使用の判別手順	P 6	照明器具に P C B 含有安定器が使用されているかの判別フローを記載しています。
別紙 2 照明器具安定器の調査方法	P 7 ~ 1 0	安定器について、調査前や調査時の留意事項、調査方法を説明しています。
別紙 3 変圧器・コンデンサーの高濃度 P C B 使用・不使用の判別方法	P 1 1 ~ 1 2	変圧器・コンデンサーの銘板から P C B 含有の有無を判別する方法を記載しています。
回答用紙	—	設問 1 ~ 6 について回答を記入してください。

◆この調査は、愛知県が(株)イープラネットに委託して行う調査です。今回の調査において、次のようなことは絶対にありません。

●県や市の職員や委託している調査会社が金銭を要求すること

●本調査の回答をしないことにより罰則が適用されること

※そのような業者の訪問や電話があった場合は、警察署やお近くの交番、愛知県環境部資源循環推進課へご連絡ください。

## <高濃度 P C B 含有機器が見つかったら>

- 2021年3月末(変圧器・コンデンサーの場合は2022年3月末)までに、(使用を止めて)処分を委託しなければなりません。
- 処分業者(JESCO)への書類申請など事務手続きにかかる期間を考慮すると、処分するまでに必要な期間は、最低でも6ヶ月が必要です。現在使用中の場合は、この期間に加えて交換工事期間も必要です。
- JESCOの処理能力は限られており、処分の順番待ちをしている状況です。期限が迫ってくると、処理申請者が集中する可能性があり、希望した時期の処理が難しくなることが考えられます。
- そのため、県への届出及びJESCOへの登録を行い、計画的に処理してください。

①県への届出…P C B 含有機器が見つかったら、事業場ごとに「P C B 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」を以下の Web ページ掲載の届出先へ速やかに届け出てください。

愛知県 Web ページ <https://www.pref.aichi.jp/kankyosigen-ka/toiwase/sanpai.pdf>

②JESCOへの登録…処分するためにはJESCOに登録する必要があります。登録しないと処理の順番が回ってきませんので、下記電話番号に連絡し、登録をお願いいたします。

<お問合せ先> JESCO本社P C B 処理営業部管理課 (03-5765-1935)